

亀岡市教育振興基本計画検討会議設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づき、亀岡市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、その検討を行うため、亀岡市教育振興基本計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、亀岡市教育委員会の求めに応じ、次に掲げる事項について協議し、意見を述べるものとする。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) その他、亀岡市の教育振興に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市民により組織された団体の代表者等
- 3 委員は、基本計画が策定されたときは、解嘱されるものとする。

(座長等)

第4条 検討会議に座長及び副座長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長が欠けたとき、又は座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 4 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年1月23日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定による委員の委嘱後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附 則

この要綱は、令和2年9月30日から施行する。